

# 時の法令

平成29年 8/15

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し

●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

養子縁組あっせん事業に係る許可制度の導入  
●民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進のために

●建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

[刑事法のなかの憲法]

少年年齢引き下げと刑罰制度 (下) (村井敏郎)

[自治を行うということ]

市民参加を進める首長の姿勢 (福岡浩彦)

[法と現実]

無罪推定と有罪推定 (柴田光藏)

[現場報告：入管と人権]

在留資格のない高校生・大学生の問題

[知財物語]

ハローキティと商標権のライセンス

[資源と法]

カリウム資源の将来 (西川有司)

[アジアでの実践研究]

スマートフォンプ普及で地域問題を解決

[そのみちのコラム]

教育格差は、貧困の再生産につながる



NO.2031

平成二十九年八月十五日発行  
(毎月十五日・三十日発行)  
平成十八年四月十七日発行  
第三種郵便物認可  
時の法令第二〇三一号

〒100-0001 東京都千代田区千代田一丁目〇番八号二〇三号  
発行 株式会社朝日新聞社  
編集 株式会社朝日新聞社  
販売 全国官報販売協同組合

申込所

政府印刷局  
政府印刷局サービスセンター  
全国各地報販売所  
全国各地主要書店

定価七九二円  
本体三四円



雑誌20543-08  
2017 Printed in Japan  
朝日新聞社



4910205430877  
00734

# 再生可能エネルギー電気の固定価格買取 制度の見直し

再生可能エネルギー電気の調達に関する法律（平成28年6月4日公布）の改正（平成28年6月4日施行）（一部を除く）

## はじめに

平成二八年五月二五日、第一九〇回国会（通常国会）において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、同年六月三日に公布された。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「本法」という）は、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT」という）の見直しを行うことにより、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制との両立を目指すものであり、一部の規定を除

たエネルギー源であることから、地元企業や地方自治体などの主体が参画し、地域社会や自然環境との調和を確保しつつ導入することで、地域における新しい産業の立地や雇用創出などの地域活性化に貢献することができる。加えて、我が国が強みを持つ再生可能エネルギー発電技術や蓄電技術・省エネ技術との組合せにより、エネルギー関連産業の更なる競争力強化や海外展開を通じた経済成長の後押しも期待される。

FITは、補助金による再生可能エネルギーの導入支援、RPS制度（平成一五年）、太陽光発電の余剰電力買取制度（平成二一年）平成二四年）の後を受けて、平成二四年七月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という）に基づいて創設された。

具体的には、改正前の再エネ特措法は、買取義務者（再エネ特措法上は「電気事業者」）に対し、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備が発電した電気（以下「FIT電気」という）の全量又は自家消費を除いた余剰分について、経済産業大臣があらか

き、本年（平成二九年）四月一日に施行されている。

## I 改正の背景

### 1 改正前の再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の概要

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない電源であり、先般、COP21での合意が得られた中、温暖化対策におけるその役割が更に期待されている。また、国内で生産できることから、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上と化石燃料輸入の削減に寄与するエネルギー源でもある。さらに、地域に密着し

じめ定めた価格で一定期間買い取ることを義務付けていた。

これにより、FITは、①再生可能エネルギーの発電事業者が発電した電気に対して固定価格での長期買取を保証することによって、事業収益の予見可能性を高め、参入リスクを低減させることで新たな再生可能エネルギー市場を創出し、さらに、②市場拡大に伴うコスト低減（スケールメリット、習熟効果等）を図り、再生可能エネルギーの中長期的な自立的普及を促すことを目的としていた。

また、買取義務者はFIT電気の買取りに伴って経済的負担を負うことになるが、この負担を補うため、自らが買い取ったFIT電気の量に応じ、費用負担調整機関から交付金の交付を受けることを可能としていた。この交付金の原資は、小売電気事業者等が自らの需要家から毎月の電気料金と併せて徴収する賦課金（使用電力量を基に算定）であり、小売電気事業者等は費用負担調整機関に対して納付金を納付する義務を負う。なお、納付金単価（賦課金単価も同額）は、毎年度